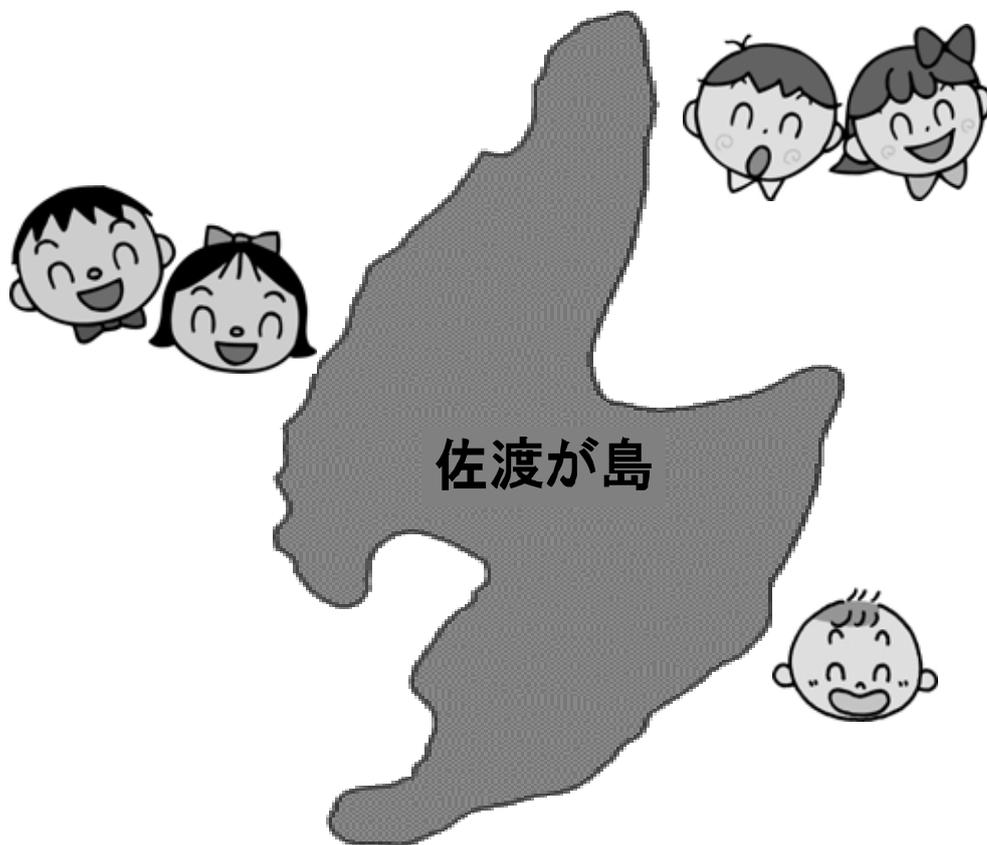


たからじま
「子どもが元気な佐渡が島」

～子育て・親育ち・地域育ちの佐渡が島～

佐渡市次世代育成支援行動計画



平成17年3月





子育てにやさしい島に

佐渡市では、次世代を担う子どもたちが健やかにたくましく育つことを願い、「次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この計画は、歯止めがかからない少子化への対応を、国をあげて行おうという、次世代育成支援対策推進法に基づく計画で、本市が、平成17年度から21年度までの5年間で取り組む施策の方向性や目標を定めたものであります。

国は、これまでエンゼルプランから少子化社会対策基本法まで、各種の施策を講じて来ました。それに伴い、合併前の佐渡10市町村でもそれぞれ創意工夫しながら、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。

しかし、少子化が進行する中、子育てに対する意識の多様化が進み、共働き家庭の一般化や地域社会の連帯意識の希薄化、あるいは、子育てやしつけに対して不安や負担感を抱くなど、家族や地域社会の姿が大きく変化してまいりました。

このような背景のもとで、出産や子育てに関するさまざまな負担や障害をできる限り軽減し、家事や子育てに男女が共同でかかわっていくなど、子育てを地域社会全体で支援していくことが大切になっています。

この計画では、「子どもが元気な佐渡が島(たからじま)」を基本理念として、安心して子どもを産み育てることのできる「子育てにやさしい島」を目指し、佐渡の地域特性を生かした、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを、総合的に推進することとしております。

この計画の策定に当たり、ご協力をいただきました25名の次世代育成支援対策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係者各位に衷心から感謝申し上げます、ごあいさつといたします。

平成17年3月

新潟県佐渡市長 高野 宏一郎

目 次

第1章 行動計画の背景・趣旨・基本的事項	1
1. 計画策定の背景	3
(1) 国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯.....	3
(2) 少子化がわが国にもたらすマイナスの影響.....	3
2. 計画策定の主旨	5
3. 計画の期間	5
4. 計画の位置づけ	6
5. 基本理念	7
6. 基本的な視点	7
7. 基本目標	8
(1) 地域における全ての子どもが健やかに育つ（子育て）.....	8
(2) 親が親として育ち、ゆとりを持って安心して子育てできる（親育ち）.....	8
(3) 地域全体が子育てを温かく見守り子育てを支援できる。子どもの成長を地域全体で支えあえ喜びあえる（地域育ち）.....	8
(4) 子育てに恵まれたやさしい環境づくりを推進する（サービスの充実、環境の整備）.....	8
8. 佐渡市次世代育成支援行動計画が目指すもの	9
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	11
1. 人口・世帯の動向	13
(1) 人口の状況.....	13
(2) 世帯の状況.....	14
(3) 結婚・出生の状況.....	15
2. 地域の産業・就業構造の動向	17
(1) 産業構造.....	17
(2) 就業状況.....	18
3. サービス等の状況	19
(1) 施設及びそのサービス.....	19
(2) 母子保健事業の状況.....	28
(3) 相談事業の状況.....	40
(4) 子どもの健全育成・家庭教育事業.....	41
(5) 子育て支援にかかわる地域のマンパワー.....	48
(6) 経済的な支援サービス.....	50

第3章 行動目標の設定	53
1. 基本目標に基づく施策の体系	55
2. 具体的推進施策の内容	56
(1) 子育て.....	56
(2) 親育ち.....	63
(3) 地域育ち.....	68
(4) 子育て支援の環境整備.....	74
第4章 行動計画の推進	85
1. 計画の推進	87
2. 推進体制	88
(1) 庁内推進体制の整備.....	88
(2) 住民参加の推進体制の整備.....	88
(3) 市民への情報開示.....	88
3. 今後の課題	89
(1) 合併1年目の計画.....	89
(2) 計画策定の継続.....	89
(3) 柔軟な取組み.....	89
資料編	91
1. 次世代育成支援に対するニーズ調査	93
2. 佐渡市次世代育成支援行動計画策定経過	129
(1) 佐渡市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱.....	129
(2) 次世代育成支援対策推進協議会委員名簿.....	130
(3) 次世代育成支援行動計画策定担当者名簿.....	131
(4) 次世代育成推進協議会開催状況及び策定経過.....	132
(5) 第2回次世代育成支援対策推進協議会 グループワークの意見.....	133
(6) 次世代育成支援対策推進協議会における検討の様子.....	138
3. 次世代育成支援対策推進法	139

第1章 行動計画の背景・趣旨・基本的事項

計画策定の背景

(1) 国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

平成14年1月 新しい「日本の将来推計人口」の公表

- ・平成22年（2010年）における合計特殊出生率の見通しが、平成9年推計の1.61から平成14年推計では1.39へと大幅に低下した。
- ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる。
- ・今後も少子化がより一層進展するとの見通しである。

平成14年5月 少子化対策に関する総理大臣の指示

- ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示。

平成14年9月 「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理大臣に報告

- ・少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策を推進。

平成15年3月 「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ（少子化対策推進関係閣僚会議）

次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）

平成15年7月 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立

(2) 少子化がわが国にもたらすマイナスの影響

経済面

ア. 労働力人口の減少と経済成長への影響

労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることにより労働力供給が減少する。

貯蓄を取り崩して生活する高齢者の増加による貯蓄率の低下は、投資や労働生産の上昇が抑制され、経済成長率の低下等経済活動の制約を強める懸念がある。

イ. 国民の生活水準への影響

少子化は、人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大するなど、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得が減少する。

社会面

ア. 家族の変容

単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位の「家族」の形態が変化するとともに、家系の断絶により先祖に対する意識の希薄化をもたらす可能性がある。

イ. 子どもへの影響

子ども数の減少による子ども同士の交流機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

ウ. 地域社会の変容

人口の減少、高齢化の進行により、市町村によっては、介護保険や医療保険の制度運営にも支障を来すなど、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になる事が懸念される。

道路、河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理も困難になる事が懸念される。

このように少子化が、日本の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されるなか、国・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の少子化対策に加え、総合的な推進体制の整備、具体的な施策の推進を目的とした『次世代育成支援対策推進法』が、平成15年7月に制定されました。

この『次世代育成支援対策推進法』では、全国の地方公共団体に、国の示した策定の指針に基づき「地域行動計画」(市町村行動計画)を、平成16年度末までに策定することを義務付けています。

今日の少子化は、未婚化や晩婚化に加えて新たに「夫婦の出生力そのものの低下」も大きな要因として指摘されており、子育ての経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなど、考えていかなければならない様々な社会的経済的な課題があります。厚生労働省は、少子化の流れを止めるため、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、従来の「子育てと仕事の両立支援」の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱に沿った総合的な取り組みを推進しています。

佐渡市(以下、本市とする。)としても、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備・充実を図るため、本計画を策定し、事業を実施していきます。

2. 計画策定の趣旨

本市では、子どもを安心して産み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、子どもたちの健全育成のための様々なメニューなど、子育て支援事業を展開しています。

これらの事業をさらに推進し、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の基に、子育ての意義についての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるような取り組みを行うことを基本とする次世代育成支援対策の理念に基づき、「佐渡市次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

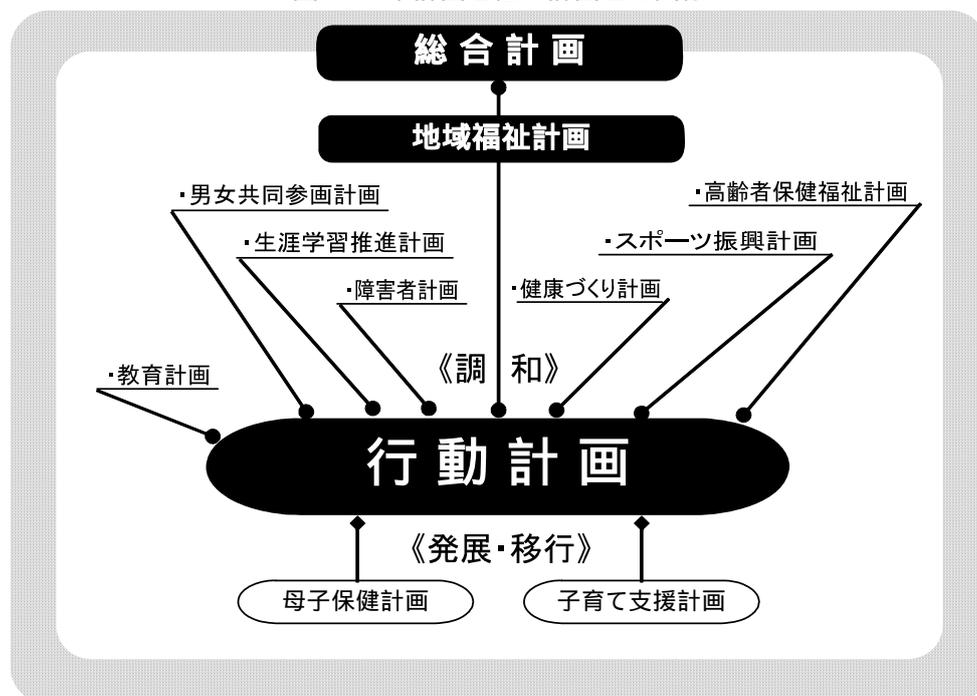
3. 計画の期間

「佐渡市次世代育成支援行動計画」の計画期間は、前期計画として平成17年度から平成21年度の5年間とします。後期計画（平成22年度から平成26年度）については、平成21年度までに前期計画の見直しを行った上で策定します。

4. 計画の位置づけ

本計画は、旧市町村で策定されていた、子育て支援計画、母子保健計画等を基本として、現在策定中、または今後策定予定の総合計画、地域福祉計画、障害者計画、男女共同参画計画、高齢者保健福祉計画、健康づくり計画、教育計画、生涯学習推進計画、スポーツ振興計画との調和を図ります。

図1-1 本計画と他の計画との関係



5. 基本理念

豊かな自然と歴史文化の中、佐渡市の次世代育成支援対策の基本理念を次のとおり定めます。

『子どもが元気な佐渡が島』

～子育て・親育ち・地域育ちの佐渡が島～

6. 基本的な視点

基本理念を受け、本計画における基本的な視点を次の4項目として推進します。

<視点その1>子育ての視点

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもたち、“子どもにとっての幸せ”を第1にした施策の推進に努めます。

また、子どもは次代の親となるべき存在でもあります。豊かな人間性を形成し、自立して家庭がもてるような子どもの育成を目指した取組みを促進します。

<視点その2>親育ちの視点

子どもを育てる第1義的責任は親が担うという社会的認識の基に子育ては男女が協力して行い、夢や喜びが実感できるような取組みを推進します。

<視点その3>地域育ちの視点

地域も「子育て・親育ちを支援する」役割を担います。特に佐渡では、豊かな自然環境、数多くの伝統文化、高齢者の力を活用して「地域社会全体の子育て機能」の向上を推進します。

<視点その4>サービス充実の視点

サービスの質を向上するための人材育成、サービス内容の適正な評価を推進し、資源の有効な活用を促進します。

7. 基本目標

「子どもが元気な佐渡が島」の実現のために、4つの視点を踏まえ次の目標を設定して総合的に施策を推進します。この目標の実現に向け、行政が努力をはらうことはもとより、住民ひとりひとり、関係機関、さらに地域との連携を図りながら積極的に取組み、本計画の具体化に努めます。

(1) 地域におけるすべての子どもが健やかに育つ(子育て)

次代の担い手である子どもが、豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取組みます。

また、児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障害児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

(2) 親が親として育ち、ゆとりを持って安心して子育てできる(親育ち)

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化するとともに、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取組みます。

さらに、仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。

(3) 地域全体が子育てを温かく見守り子育てを支援できる。子どもの成長を地域全体で支えあえ喜びあえる(地域育ち)

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる地域づくりを推進します。

(4) 子育てに恵まれたやさしい環境づくりを推進する(サービスの充実、環境の整備)

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、道路環境の整備、快適な居住空間の確保、更に子どもが犯罪被害に遭わないような街づくりに取組みます。

8. 佐渡市次世代育成支援行動計画が目指すもの

「子育てに伴う喜びが実感される佐渡市」を地域で実現することが、佐渡市次世代育成支援行動計画の目指すものです。そのためには、単にサービスの充実だけを計画するだけではなく、次世代育成のために地域のしくみを動かすことが必要です。

また、合併したばかりの佐渡市には各地域において従来様々な取組みが実施されてきました。

佐渡市の子どもは宝物、子育て中の親・子・地域が喜びを感じられる、市民の意識が佐渡市ひとつにまとまったまちづくりをすることが計画の狙いです。

次世代育成支援に関する地域のしくみは多くの領域にわたり、各領域（子・親・地域・母子保健・児童福祉・教育・生活環境・生活安全・就労環境等）を横断的につないだ佐渡市次世代育成支援行動計画を策定する必要があります。そのためには地域ぐるみで次世代育成支援を考え、どんな子どもに育ったらいいのか、どんな子育てができたらいいのか、どんなまちをつくれればよいかを議論することからスタートすることが望まれます。

